

通勤手当表

周南市一般職の職員の給与に関する条例第11条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤距離の区分に応じ、次の表に掲げる額を支給する。

通勤距離（片道）	月額（※）
2 k m以上 5 k m未満	2,000 円
5 k m以上 10 k m未満	4,200 円
10 k m以上 15 k m未満	7,100 円
15 k m以上 20 k m未満	10,000 円
20 k m以上 25 k m未満	12,900 円
25 k m以上 30 k m未満	15,800 円
30 k m以上 35 k m未満	18,700 円
35 k m以上 40 k m未満	21,600 円
40 k m以上 45 k m未満	24,400 円
45 k m以上 50 k m未満	26,200 円
50 k m以上 55 k m未満	28,000 円
55 k m以上 60 k m未満	29,800 円
60 k m以上	31,600 円

※1月の通勤回数が10回に満たない場合は半額